

⑮ 診療録管理体制加算の見直し

第1 基本的な考え方

適切な診療記録の管理を推進する観点から、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を踏まえ、診療録管理体制加算について非常時に備えたサイバーセキュリティ対策の整備に係る要件及び評価を見直す。

第2 具体的な内容

1. 非常時に備えたサイバーセキュリティ対策が講じられるよう、専任の医療情報システム安全管理責任者の配置及び院内研修の実施を求める医療機関の対象範囲について、現行の許可病床数が400床以上の保険医療機関から許可病床数が200以上の保険医療機関に拡大する。
2. 医療情報システムのオフラインバックアップ体制の確保、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づく業務継続計画（BCP）の策定及び訓練の実施についても新たに評価を行う。

改 定 案	現 行
<p>【診療録管理体制加算】</p> <p>1 診療録管理体制加算 1 <u>140点</u></p> <p>2 診療録管理体制加算 2 <u>100点</u></p> <p>3 診療録管理体制加算 3 <u>30点</u></p> <p>[施設基準]</p> <p>七 診療録管理体制加算の施設基準</p> <p>(1) 診療録管理体制加算 1 イ～ホ (略) ハ <u>非常時における対応につき十分な体制が整備されていること。</u></p> <p>(2) 診療録管理体制加算 2 <u>(1)のイからホを満たすものであること。</u></p>	<p>【診療録管理体制加算】</p> <p>1 診療録管理体制加算 1 100点</p> <p>2 診療録管理体制加算 2 30点 (新設)</p> <p>[施設基準]</p> <p>七 診療録管理体制加算の施設基準</p> <p>(1) 診療録管理体制加算 1 イ～ホ (略) (新設)</p> <p>(2) 診療録管理体制加算 2 イ <u>(1)のイ、ロ及びニを満たすものであること。</u> ロ <u>診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。</u></p>

<p>(3) <u>診療録管理体制加算 3</u></p> <p>イ <u>(1)のイ、ロ及びニを満たすものであること。</u></p> <p>ロ <u>診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。</u></p> <p>ハ <u>入院患者について疾病統計及び退院時要約が作成されていること。</u></p> <p>1 診療録管理体制加算 1に関する施設基準</p> <p>(7) 以下に掲げる項目を全て含む 電子的な一覧表を有し、保管・管理された診療記録が、任意の条件及びコードに基づいて速やかに検索・抽出できること。なお、当該データベースについては、各退院患者の退院時要約が作成された後、速やかに更新されていること。また、当該一覧表及び診療記録に係る患者の個人情報^{の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」}<u>(以下「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」という。)</u>に基づく管理が実施されていること。</p> <p>ア 退院患者の氏名、生年月日、年齢、性別、住所（郵便番号を含む。）</p> <p>イ 入院日、退院日</p> <p>ウ 担当医、担当診療科</p> <p>エ ICD（国際疾病分類）コードによって分類された疾患名</p> <p>オ 手術コード（医科点数表の区</p>	<p><u>ハ 入院患者について疾病統計及び退院時要約が作成されていること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>1 診療録管理体制加算 1に関する施設基準</p> <p>(7) 以下に掲げる項目を全て含む 電子的な一覧表を有し、保管・管理された診療記録が、任意の条件及びコードに基づいて速やかに検索・抽出できること。なお、当該データベースについては、各退院患者の退院時要約が作成された後、速やかに更新されていること。また、当該一覧表及び診療記録に係る患者の個人情報^{の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」}<u>(平成 29 年 4 月 14 日（個人情報保護委員会、厚生労働省）)</u>「<u>以下「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」という。</u>」に基づく管理が実施されていること。</p> <p>ア 退院患者の氏名、生年月日、年齢、性別、住所（郵便番号を含む。）</p> <p>イ 入院日、退院日</p> <p>ウ 担当医、担当診療科</p> <p>エ ICD（国際疾病分類）コードによって分類された疾患名</p> <p>オ 手術コード（医科点数表の区</p>
--	--

<p>分番号)によって分類された当該入院中に実施された手術 (8)～(9) (略)</p> <p>(10) 許可病床数が<u>200床以上</u>の保険医療機関については、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、専任の医療情報システム安全管理責任者を配置すること。また、当該責任者は、職員を対象として、少なくとも年1回程度、定期的に必要な情報セキュリティに関する研修を行っていること。ただし、<u>令和6年3月31日</u>において、現に当該加算に係る届出を行っている保険医療機関（許可病床数が<u>200床以上399床未満のものに限る。</u>）については、<u>令和7年5月31日</u>までの間、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(11) <u>非常時に備えた医療情報システムのバックアップを複数の方式で確保し、その一部はネットワークから切り離れたオフラインで保管していること。</u></p> <p>(12) 「<u>医療情報システムの安全管理に関するガイドライン</u>」に基づき、<u>非常時を想定した医療情報システムの利用が困難な場合の対応や復旧に至るまでの対応についての業務継続計画を策定し、少なくとも年1回程度、定期的に当該業務継続計画に基づく訓練・演習を実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて改善に向けた対応を行っていること。</u></p> <p>2 診療録管理体制加算2に関する</p>	<p>分番号)によって分類された当該入院中に実施された手術 (8)～(9) (略)</p> <p>(10) 許可病床数が<u>400床以上</u>の保険医療機関については、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、専任の医療情報システム安全管理責任者を配置すること。また、当該責任者は、職員を対象として、少なくとも年1回程度、定期的に必要な情報セキュリティに関する研修を行っていること。<u>さらに、当該保険医療機関は、非常時に備えた医療情報システムのバックアップ体制を確保することが望ましい。</u>ただし、<u>令和4年3月31日</u>において、現に当該加算に係る届出を行っている保険医療機関（許可病床数が<u>400床以上</u>のものに限る。）については、<u>令和5年3月31日</u>までの間、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 診療録管理体制加算2に関する</p>
---	--

<p>施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から<u>(10)まで</u>を満たしていること。</p>	<p>施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から<u>(4)まで、(9)及び(10)</u>を満たしていること。</p> <p>(2) <u>1名以上の専任の診療記録管理者が配置されていること。</u></p> <p>(3) <u>入院患者についての疾病統計には、I C D大分類程度以上の疾病分類がされていること。</u></p> <p>(4) <u>保管・管理された診療記録が疾病別に検索・抽出できること。</u></p> <p>(5) <u>全診療科において退院時要約が全患者について作成されていること。</u></p>
<p><u>3 診療録管理体制加算3に関する施設基準</u></p> <p>(1) <u>1の(1)から(4)まで、(9)及び(10)を満たしていること。</u></p> <p>(2) <u>1名以上の専任の診療記録管理者が配置されていること。</u></p> <p>(3) <u>入院患者についての疾病統計には、I C D大分類程度以上の疾病分類がされていること。</u></p> <p>(4) <u>保管・管理された診療記録が疾病別に検索・抽出できること。</u></p> <p>(5) <u>全診療科において退院時要約が全患者について作成されていること。</u></p>	<p>(新設)</p>